軽井沢町地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】

（第3次）

2019年3月

（2025年3月改訂）

軽井沢町

軽井沢町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】
（2019年度～2030年度）

目　次

１．計画の基本的事項
１-１　計画策定の背景 …… １
１-２　計画の目的 …… ２
１-３　計画の位置付け …… ２
１-４　計画の期間及び基準年 …… ３
１-５　計画の範囲 …… ４

２．温室効果ガスの排出状況
２-１　旧計画における目標の達成状況 …… ８
２-２　排出の現況（２０１３年度（平成２５年度）） …… ９
２-３　排出の推移 …… 10

３．温室効果ガスの削減目標 …… 11

４．削減目標達成に向けた取組み
４-１　取組みの方針 …… 12
４-２　総排出量削減のための取組み …… 12
４-３　省資源のための取組み …… 14
４-４　その他の取組み …… 15

５．推進と点検・評価
５-１　推進・点検・評価体制 …… 16
５-２　継続的進行管理 …… 17
５-３　職員に対する研修等 …… 17
５-４　実施状況の公表 …… 17

1. 計画の基本的事項

1-1　計画策定の背景

⑴　気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年8月には、IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

⑵　地球温暖化対策を巡る国際的な動向

昨今、特に地球温暖化対策に関しては、世界や国で大きな動きがみられ、2015 年 12 月にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが目的として掲げられました。

この協定を受け、日本は、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度（令和 12 年度）に 2013 年度（平成 25 年度）比 26.0%減」とする削減目標の達成に向けて、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）に取り組んできました。さらに、国では 2020 年（令和 2 年）10 月の国会所信表明において、2050 年までに、温室効果ガスの排出をゼロにする「カーボンニュートラル脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言し、大きく動き出しています。また、2021 年（令和 3 年）4 月の地球温暖化対策推進本部において、2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度（令和 12 年度）に温室効果ガスを 2013 年度（平成 25 年度） から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しました。

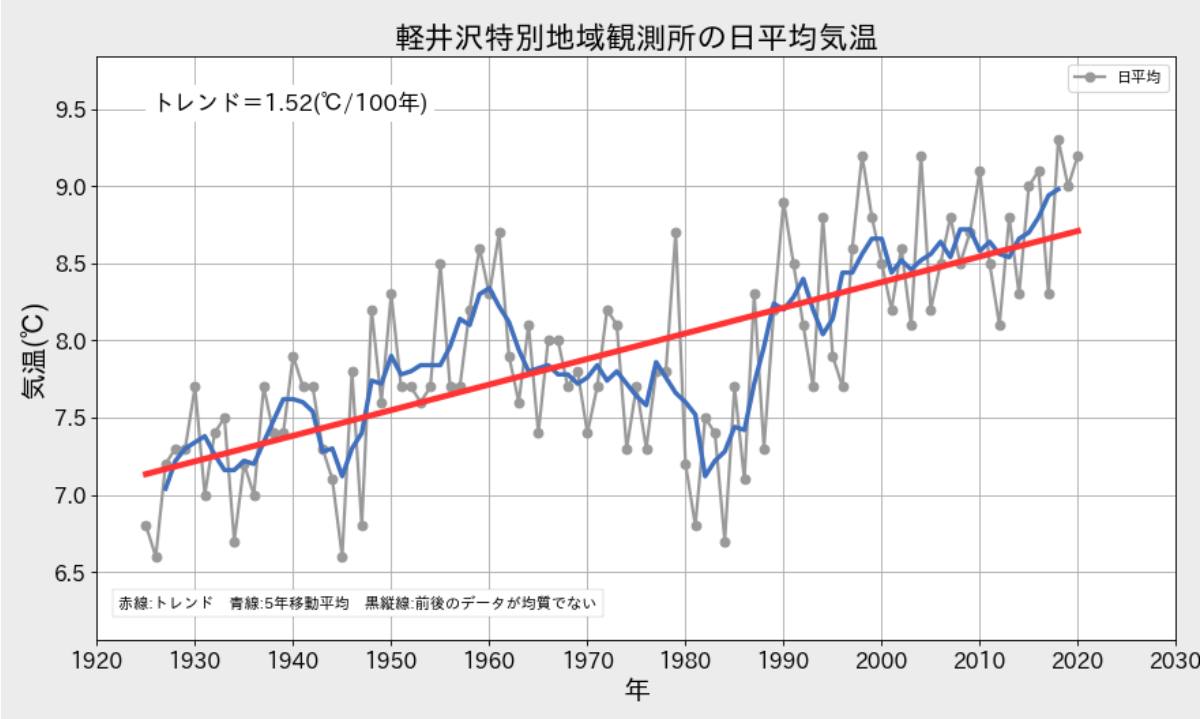

出典：信州気候変動適応センターの気象データグラフ作成ツールにより作成

1-2　計画の目的

軽井沢町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、軽井沢町役場が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定をするものです。今まで軽井沢町役場は、「実行計画（第1次）、（第2次）」を策定し、温室効果ガス排出量等の削減を推進してきましたが、このたび、「実行計画（第2次）」の計画期間（2014年度（平成26年度）～2018年度（平成30年度））の終了に伴い、2019年度（令和元年度）からの温室効果ガス削減目標と環境に配慮した行動目標を示す「実行計画（第3次）」を策定し、引き続き環境に配慮した事務事業を推進していきます。

1-3　計画の位置付け

この計画は、現行法令や計画体系の上で、次のとおり位置づけています。

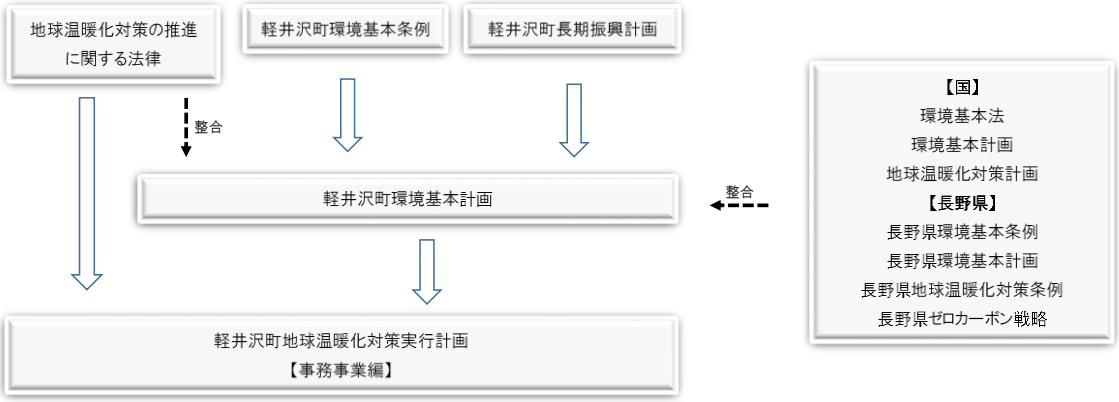

軽井沢町役場の地球温暖化対策の経緯及び取組み

軽井沢町役場ではこれまで、職員による環境問題への取組みを次のように進めてきました。

時　期	事　項	内　容
2002 年	環境マネジメントシステムの構築	環境の管理・改善を継続的に実施するため、 ISO14001に基づくシステムを構築し、これを確立・実施するための手引きとして、「環境マニュアル」を作成した。
2009 年	軽井沢町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第1次）の策定	温対法により策定を義務付けられた、軽井沢町役場の地球温暖化対策の目標と取組方法を定めた計画であり、計画の最終年（2013 年度）の削減目標を基準年（2007年度）の3%以上とした。
2011 年	町長部局が省エネ法に基づく特定事業者に指定	1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が1，500kl以上の場合指定を受けるものであり、特定事業者は、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を目標とするほか、管理標準の設定や、定期報告書及び中長期計画書の提出等の義務が課せられる。
2014 年	軽井沢町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第2次）の策定	温対法により策定を義務付けられた、軽井沢町役場の地球温暖化対策の目標と取組方法を定めた計画であり、計画の最終年（2018 年度）の削減目標を基準年（2012年度）の3%以上とした。

1-4　計画の期間及び基準年

⑴　計画期間

本計画の期間は、2019年度（令和元年度）から2030年度（令和12年度）までを計画期間とします。

⑵　基準年

本計画の基準年は、国の地球温暖化対策計画に即し、2013年度（平成25年度）とします。

項目	年度						
	2013	・・・	2019	・・・	2024	・・・	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始		計画見直し		目標年度
計画期間			→	→	→	→	→

1-5　計画の範囲

⑴　事務事業の範囲と分類

軽井沢町役場が行う全ての事務及び事業を対象とします。

指定管理者制度施設については、旧計画では対象から除いていましたが、省エネ法との整合を図るため、この計画においては対象に含めます。

この計画では、省エネ法に基づく定期報告書の事業分類を参考に、軽井沢町役場全体の事務・事業を分類します。

分類		担当部署	事業・施設（※1）
町長部局	行政一般	総務課	役場庁舎 共用車
		税務課	東京事務所
		環境課	じん芥処理場、電気自動車用急速充電器（発地市庭・追分宿駐車場）
		観光経済課	くつかけテラス 発地市庭 観光会館 観光振興センター 町営駐車場 公衆トイレ 風越夫婦石マレットゴルフ場
		地域整備課	さわやかハット 都市公園
		消防課	消防団
	福祉	保健福祉課	木もれ陽の里 老人福祉センター 児童発達支援センター
	スポーツ施設	地域整備課	風越公園（アイスアリーナ、アイスパーク、総合体育館等）
	下水道	上下水道課	下水道事業、農業集落排水（※2）
	上水道	上下水道課	上水道事業
	病院	軽井沢病院	軽井沢病院
	道路設備（※3）	住民課	気温表示板、防犯灯
		地域整備課	融雪装置、道路灯
教育委員会		こども教育課	小中学校 保育園、児童館 教育支援センター
		生涯学習課	中央公民館

		図書館 歴史民俗資料館 堀辰雄文学記念館 追分郷土館　他

※1　主な事業･施設について記載しています。また、増減等により随時変更があります。
※2　「下水道事業･農業集落排水」は、省エネ法の定期報告書の事業分類においては行政一般に含めていましたが、比較的排出量が多く、また原単位による比較にもなじむため、この計画では新たな分類としました。
※3　「道路設備」は、省エネ法においてはエネルギー使用量の算入の対象外のため、この計画では新たな分類としました。

⑵　対象となる温室効果ガス

温対法第2条第3項で規定する7種類の温室効果ガスのうち、軽井沢町役場の事務･事業において発生源のない3種類を除いた4種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）を対象とします。

種　類	第3次計画における地球温暖化係数（施行令）
二酸化炭素（CO_2）	1
メタン（CH_4）	25
一酸化二窒素（N_2O）	298
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	1,430

温室効果ガスの種類	特徴	軽井沢町役場での主な発生源等
二酸化炭素 CO_2	代表的な温室効果ガス。 軽井沢町役場で排出する温室効果ガスのうち、約98%に当たる。	燃料や電気の使用
メタン CH_4	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	自動車の走行、燃料の使用、下水の処理
一酸化二窒素 N_2O	最も安定した窒素酸化物。	自動車の走行、燃料の使用、下水の処理、笑気ガスの使用
ハイドロフルオロカーボン HFCs	オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	カーエアコンの使用
パーフルオロカーボン PFCs	強力な温室効果ガス。半導体の製造プロセスなどで発生。	発生源なし

六フッ化硫黄 SF_6	強力な温室効果ガス。電気の絶縁体などで使用。	発生源なし
三フッ化窒素 NF_3	強力な温室効果ガス。半導体の製造プロセスなどで発生。	発生源なし

参考：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（http://www.jccca.org/）

⑶ 排出量の算定方法

二酸化炭素換算排出量の算定に用いる排出係数及び地球温暖化係数については、次の方法により算定します。

ア 電気、ガソリン等による二酸化炭素換算排出量の算定方法

種 別	排出係数	排出量の算定方法
電 気	変動係数	使用量(kwh) × 排出係数 ＝ 排出量kg-CO_2
A重油	2.71	使用量(ℓ) × 排出係数 ＝ 排出量kg-CO_2
ガソリン	2.32	使用量(ℓ) × 排出係数 ＝ 排出量kg-CO_2
軽 油	2.58	使用量(ℓ) × 排出係数 ＝ 排出量kg-CO_2
灯 油	2.49	使用量(ℓ) × 排出係数 ＝ 排出量kg-CO_2
LPG	3.00	使用量(m^3) ÷ 気化率0.458m^3/kg × 排出係数＝ 排出量 kg-CO_2
混合油	2.32	使用量(ℓ) × 排出係数 ＝ 排出量 kg-CO_2

※電気に係る排出係数

事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定における電気排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項ロの規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数を使用します。

イ メタン・一酸化二窒素による二酸化炭素換算排出量の算定方法

項 目		メタン		一酸化二窒素	
		排出係数	排出量の算定方法	排出係数	排出量の算定方法
ガソリン	乗用車	0.000010	走行距離 km × 排出係数 ×	0.000029	走行距離 km × 排出係数 ×
	軽乗用車	0.000010		0.000022	
	普通貨物車	0.000035		0.000039	

	小型貨物車	0.000015	地球温暖化係数25 ＝ 排出量 kg- CO_2	0.000026	地球温暖化係数298 ＝ 排出量 kg- CO_2
	軽貨物車	0.000011		0.000022	
	特殊用途車	0.000035		0.000035	
	バス	0.000035		0.000041	
軽油	乗用車	0.000002		0.000007	
	普通貨物車	0.000015		0.000014	
	小型貨物車	0.0000076		0.000009	
	特殊用途車	0.000013		0.000025	
	バス	0.000017		0.000025	

※ハイブリッド車は、当該ハイブリッド自動車の燃料（ガソリン、軽油）・用途（「普通・小型乗用車（定員10名以下）等」）に応じた自動車の種類ごとに応じて算定します。

※電気自動車は、走行形態上、メタン及び一酸化二窒素を排出しないため、算定対象外。

ウ　ハイドロフルオロカーボン（HFCs）による二酸化炭素換算排出量の算定方法

排出量の算定方法
公用車使用台数 × 0.01kg × 地球温暖化係数1,430 ＝ 排出量kg- CO_2

2. 温室効果ガスの排出状況

2-1　旧計画における目標の達成状況

旧計画(実行計画(第2次))では、2018年度(平成30年度)における温室効果ガスの削減目標を、事務等に係る排出について2012年度(平成24年度)(基準年度)の排出量の3パーセント以上としました。

旧計画における全ての事務・事業に係る排出量の推移は下図のとおりです。

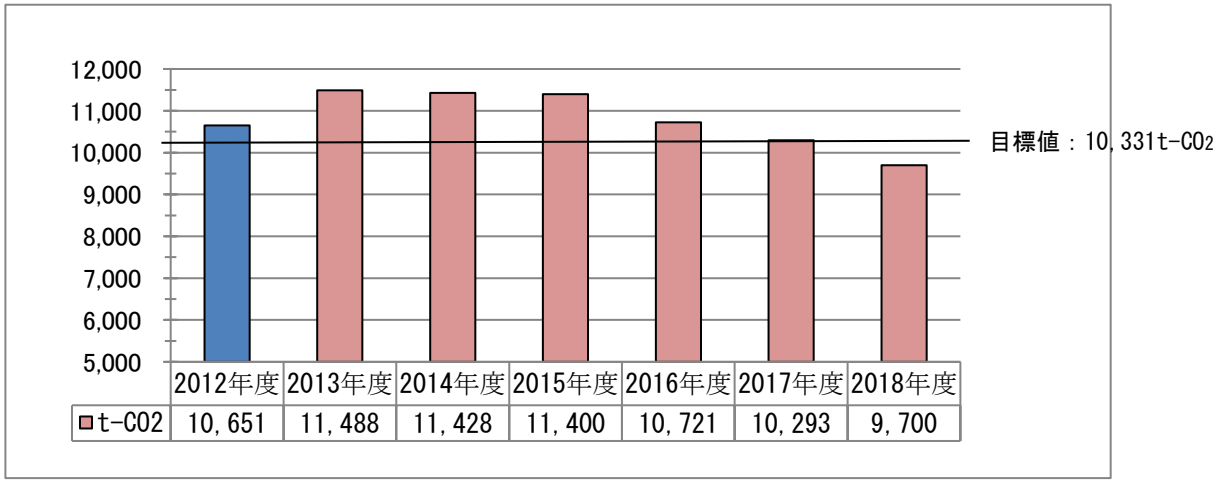

総排出量の推移

2017年度(平成29年度)の温室効果ガスの排出量は10,293t-CO_2で基準年度である2012年度(平成24年度)排出量に比べ、3.7%の削減となっており、2018年度を待たずに削減目標を達成しています。

日常的な職員の省エネの取組み等の推進により、電気やガソリン等の使用量が削減されました。引き続き、更なる削減に向けて努力していく必要があると考えます。

2-2　排出の現況（２０１３年度（平成25年度））

（１）総排出量の現況

2013年度(平成25年度)(本計画の基準年度)における軽井沢町役場全体の事務･事業(本計画の対象となるもの)による総排出量は11，488t-CO_2です。

排出要因の内訳をみると、全体の約4分の3が電力の使用、次いで重油･灯油の使用による排出が多くを占めています。重油･灯油は主に暖房用に使用されるものです。

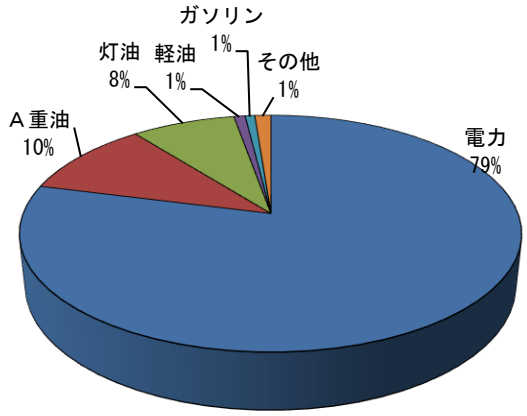

排出要因割合

（２）分類別排出量の現況

この計画における分類(1-5(1)を参照)別の2013年度排出量及び割合は、下図のとおりです。

分　類	排出量 (t-CO_2)
行政一般	1,748
福祉	950
スポーツ施設	2,133
下水道	740
上水道	723
病院	1,548
道路設備	2,456
教育委員会	1,190
計	11,488

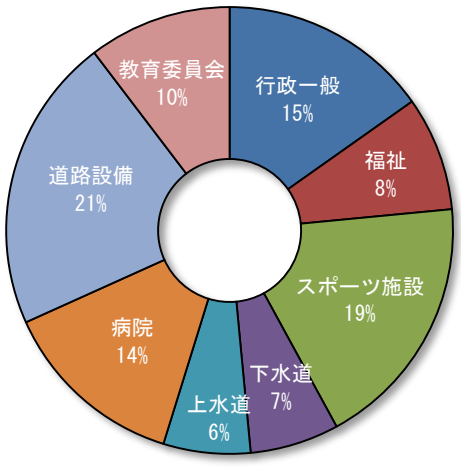

事業分類別排出量割合

2-3　排出の推移

温室効果ガスの排出量は、減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況が少しずつ収まりを見せたことにより、2022年度（令和4年度）以降増加しています。

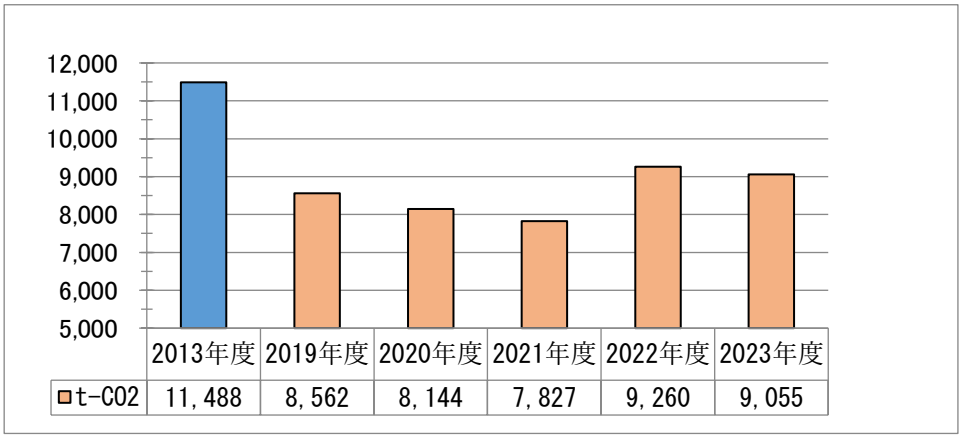

	2013年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
t-CO2	11,488	8,562	8,144	7,827	9,260	9,055

総排出量の推移

3. 温室効果ガスの削減目標

国では、2016年（平成28年）5月に地球温暖化対策計画に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で26％削減（地方公共団体などの「業務その他部門」は40％削減）とする削減目標が定められました。2019年（平成31年）3月に策定した本計画では、国の削減目標に定められた「業務その他部門」の40％に沿って、軽井沢町役場の事務事業から発生する温室効果ガスの削減目標を、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で40％削減とする目標を設定しています。

その後、2021年（令和3年）10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。新たな地球温暖化対策計画は、2050年カーボンニュートラルの達成という長期目標と、当該目標に整合的で野心的な中期目標として2030年度において温室効果ガス46％削減（2013年度比）を目指すこと、さらには50％の高みに向けて挑戦を続けるという新たな削減目標が位置付けられました（地方公共団体などの「業務その他部門」は51％削減）。このことを受け、軽井沢町役場の事務事業における温室効果ガスの削減目標についても見直しを行いますが、2023年度（令和5年度）の対基準年度の二酸化炭素の削減率は▲21％となっており、2030年度（令和12年度）における削減目標の達成には更なる取組みが必要です。

【温室効果ガス総排出量削減目標】
2030年度までに2013年度（基準年度）比で51％削減します。

2030年度目標値：5，630 t-CO_2
（2013年度総排出量 11,488 t-CO_2 の51％減）

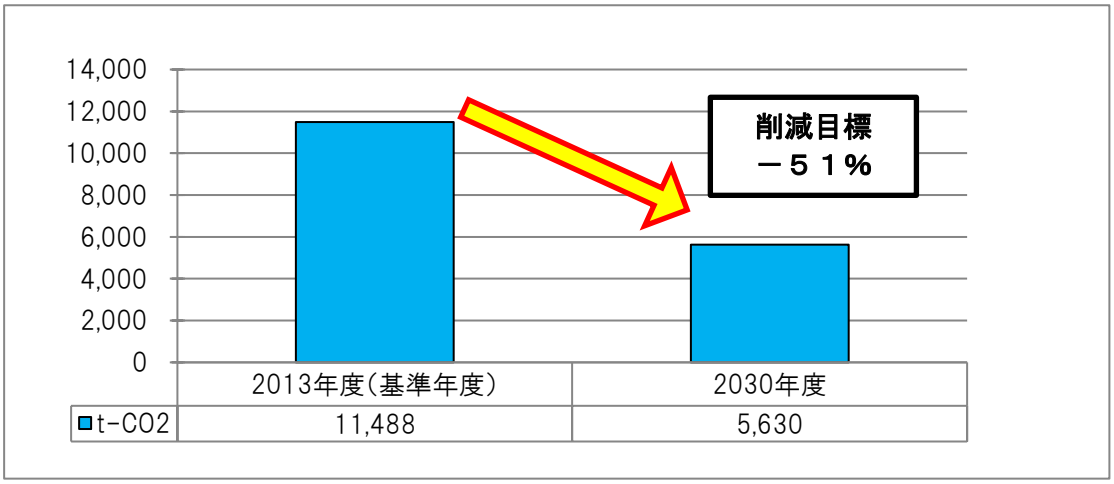

4. 削減目標達成に向けた取組み

4-1　取組みの方針

この計画の目標を達成するためには、これまで以上に職員一人ひとりが責任感を持ち、こまめに、また自主的に取組みを実践することが必要です。そのためには、細かい行動の積み重ねが地球温暖化の抑制につながるということを認識し、自らの意識を高めることが必要です。加えて、施設の適切な維持管理や省エネ化の推進、公用車の電動車導入により、着実に総排出量を削減していきます。

■一人ひとりが、こまめに、自主的に、意識して取り組みます。
■施設の適切な維持管理と省エネ化を推進します。
■全ての公用車を電動車とすることを目指します。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車
※代替可能な電動車がない場合等を除く。

4-2　総排出量削減のための取組み

温室効果ガスの排出を削減するための具体的な取組みは、次のとおりです。

(1)　職員一人ひとりが実践する取組み

消灯の徹底

●不要な照明（使用していない、自然光のみで支障がない場合等）の消灯を徹底します。
●コピー室等の照明は使用が終わったら消灯し、必要な場合にのみ点灯します。
●昼休み中の消灯（業務に必要な箇所を除く。）を徹底します。
●使用していない会議室等は、消灯が確認できるようドアを開けておきます。
●宿日直の際は、不要な照明が全て消灯されていることを確認します。

自然光のみで支障がない場合は消灯する

コピー室の消灯

使用していない会議室

機器の待機電力等の削減

●コピー機を使用した後は、節電ボタンを押します。

●パソコン端末のディスプレイをエコモードに設定します。
●退庁の際は、必ずパソコン端末及びディスプレイの電源を切ります。

コピー機の節電ボタン

ディスプレイをエコモード２に設定する
使用後は電源を切る

●退庁の際は、プリンターの電源を切ります（以降使用者がいない場合）。
●頻繁に使用しない機器については、待機電力の削減のためコンセントを抜いておきます。
●暖房便座の蓋を必ず閉めます。
●電気製品等を購入・レンタルする場合は、消費電力や待機電力が少ない省エネタイプの製品を選びます。（グリーン購入）
●宿日直の際は、使用されていない機器の電源が切れていることを確認します。

待機電力を削減する

暖房便座の蓋を閉める

省エネラベル

公用車の使用による燃料使用量の削減

●車を動かさないときは、短時間であってもエンジンを切ります（アイドリングストップ）。暖気運転をする場合でも、できる限り短縮し、必要最低限の時間とします。
●急発進を避け、早めのアクセルオフなど、効率的なスピード調整により、エコドライブを心がけます。
●無駄のないルートの設定や乗り合わせなどにより、効率的な運行を心がけます。
●夏期におけるカーエアコンの使用は、窓を開けるなどして、できるだけ控えます。

その他

●毎週水曜日は、ノー残業デーの実施を徹底します。
●クールビズ・ウォームビズを心がけます。
●エレベーターが設置されている施設であっても、できるだけ階段を使用します。

⑵　施設管理に関する取組み

●冷房は28℃、暖房は20℃に設定・調整します。

●夏期は、ブラインドやグリーンカーテンを活用し、直射日光による室温の上昇を防ぎます。

●午後2時から午後4時の電力需要の多い時間帯の電気使用を抑制します（電力使用の平準化）。

●給湯器・給茶機は、適切な設定温度で使用し、使用しない期間はスイッチを切るか、タイマー設定により管理します。

●各施設において、管理標準（※）を作成します。

※エネルギー使用設備のエネルギー使用合理化のための管理要領を定めたマニュアルのこと。省エネ法の規定により、各事業者は管理標準を定め、これに基づきエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

給湯器・給茶機の管理

⑶　公用車に関する取組み

●代替可能な電動車がない場合等を除き、2030年度（令和12年度）までに全ての公用車を電動車にすることを目指します。

●タイヤ空気圧の調整等、点検整備をよく行います。

低公害車の導入

⑷　施設の低炭素化に関する取組み

●建物系施設の新規整備に当たっては、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。また、既存の建物系施設においても合理的な改修の範囲内で達成可能な水準のZEB化を検討します。

●2030年度（令和12年度）には設置可能な建物系公共施設の約50％以上に景観に配慮した太陽光発電設備を設置することを目指します。

●施設の LED 照明の導入割合を2030年度までに100％にすることを目指します。

●防犯灯、道路灯などの屋外照明についても、LED などの高効率照明化を推進します。

●デマンド監視装置（※）の導入を検討します。（導入済み施設を除く。）

※30分ごとの最大需要電力（デマンド値）を計測し、設定した目標値を超過しそうになると警報を発する装置のこと。ピークカットにより、発電所の効率的な運転に資するとともに、コスト削減にもなる。

●2030年度（令和12年度）までに軽井沢町役場で調達する電力の60％以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。

ペレットストーブ

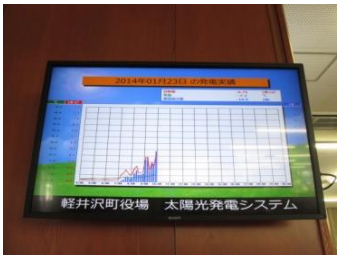

太陽光発電システム

省エネ対応の自動販売機

4-3　省資源のための取組み

⑴　用紙類の使用量の削減のための取組み

●庁内LAN上の文書類はできる限り画面上での確認のみとし、不要な印刷をしないよう心がけます。

●文書等を印刷する前に、文書等の内容や設定に間違いがないかよく確認し、ミスプリントを防止します。

●文書等をコピーする前に、枚数などの設定に間違いがないかよく確認し、ミスコピーを防止します。

●両面印刷・両面コピーを徹底し、用紙の消費量を削減します。

●会議用資料の簡素化を心がけます。

●不必要なFAX送付状は、省略します。

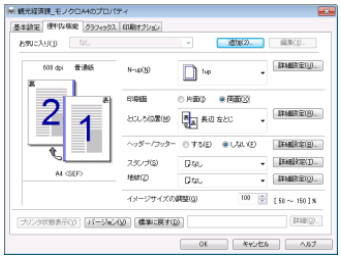

両面印刷・両面コピーの徹底

⑵　水道使用量の削減のための取組み

●職員一人ひとりが、節水を心がけます。

●漏水がないよう、維持管理を徹底します。

●節水機器への交換を検討します。

●雨水や再生水の有効利用の可能性について検討します。

節水の徹底

4-4　その他の取組み

⑴　グリーン購入の推進のための取組み

●物品の購入の際は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日号外法律第100号）」に基づく「基本方針」に沿って、環境に配慮した製品を選択します。

（環境省のホームページ https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/を参照）

⑵　公共工事に関する取組み

●公共施設や町有地の緑化に努めます。

●公共工事の際は、環境に配慮した材料及び工法を採用します。

●公共工事に携わる事業者に対し、環境配慮への意識の高さを求めます。

⑶　廃棄物の削減のための取組み

●職員一人ひとりが、ゴミの減量に努めます。

●職員一人ひとりが、ゴミの分別を徹底します。

●リサイクルが可能なカートリッジ等の消耗品を回収し、適切に処理します。

カートリッジの回収
（役場庁舎の場合はコピー室に設置）

5. 推進と点検･評価

5-1 推進・点検・評価体制

この計画の取組みを着実に実施し、目標を達成するための推進体制は、下図のとおりです。
推進責任者が、推進委員と協力してこの計画の推進･点検･評価を行います。
各課等の職員は、実行責任者のもと、この計画の取組項目を実践し、目標の達成に努めます。

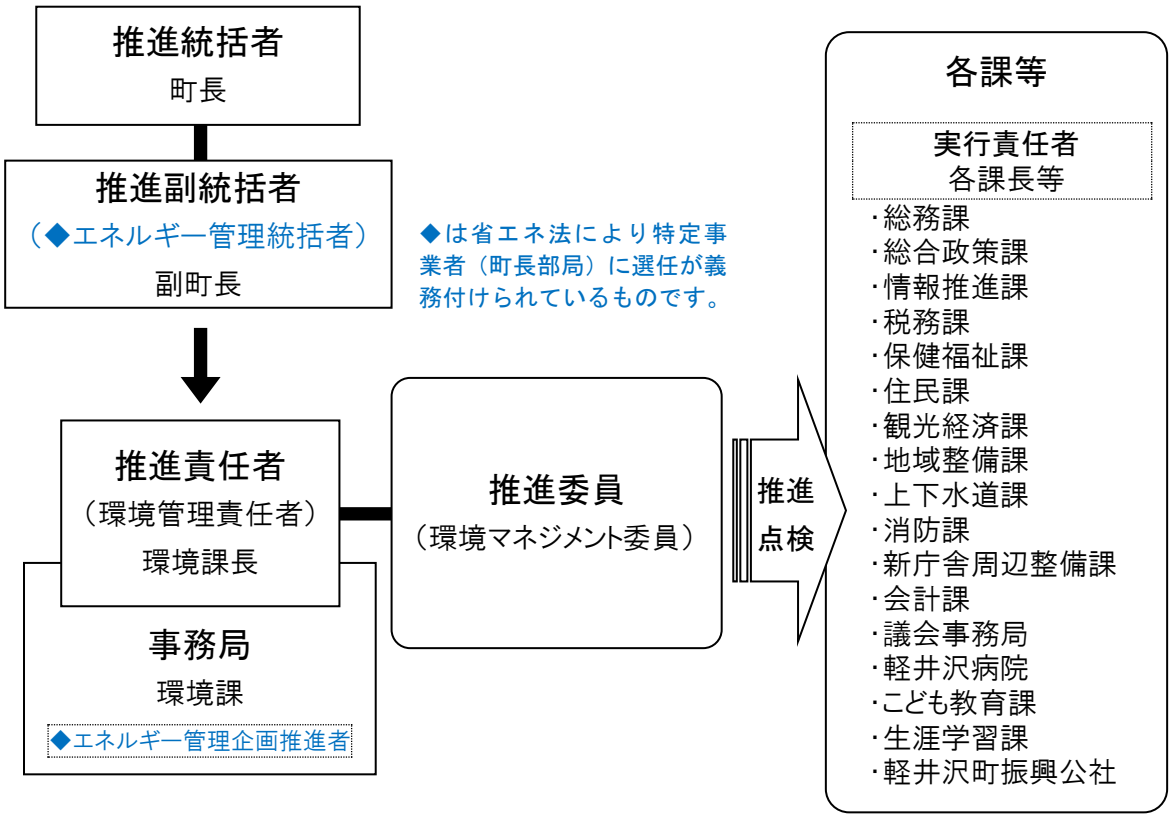

推進統括者 ･･･････ この計画や、軽井沢町役場及び関係機関の省エネルギーに関する方針を定め、意思決定を行います。

推進副統括者 ･････ 推進統括者の補佐及び代行を行います。また、町長部局においては省エネ法に基づくエネルギー管理統括者を務めます。

推進責任者 ･･･････ この計画の運用を行い、事務局を統括します。

事務局 ･･･････････ 施設管理部署と協力し、この計画の運用や見直しに関する事務を行います。

推進委員 ････････ 各課等で選任されている環境マネジメント委員（課長補佐等）で、事務局と連携し、各課等及び所属職員による取組みを推進します。また、各々の部署において取組みが着実になされているかを点検し、必要に応じて是正を促します。

各課等 ･･･････････ 各課長等を実行責任者とし、職員一人ひとりが主体となって取り組みます。

5-2 継続的進行管理

⑴ 管理の方法

この計画を継続的に改善し有効なものとするため、PDCAサイクルを実践し、点検・評価結果を踏まえて随時計画を見直します。

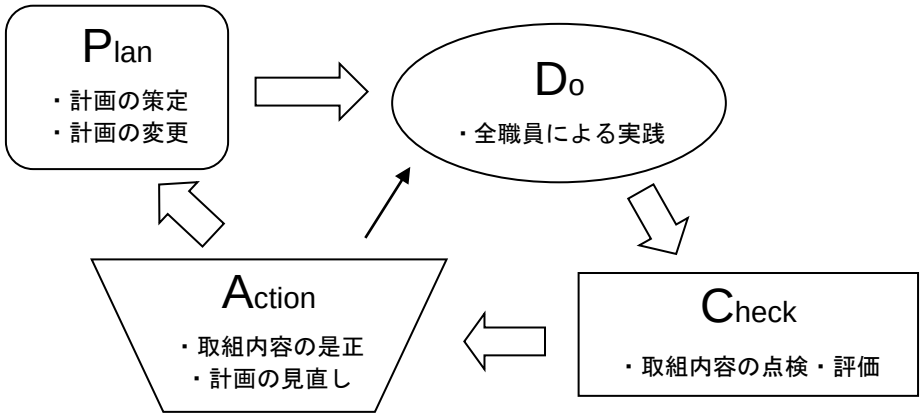

⑵ 排出量等の集計

この計画を効果的に運用するためには、正確な排出量を把握することが重要です。環境マニュアルに基づき実施していたとおり、各課等の月ごとのエネルギー使用量等をその部署の環境マネジメント委員が集計し、定期的に事務局に報告します。

また、各課等のグリーン購入担当者は、その部署のグリーン購入について集計し、定期的に事務局に報告します。

事務局は、環境マネジメント委員等から報告された各課等におけるエネルギー使用量等の集計結果を取りまとめ、軽井沢町役場の事務・事業における温室効果ガスの総排出量及び分類ごとの排出量を算定します。

5-3 職員に対する研修等

この計画の取組みを推進し目標を達成するためには、職員一人ひとりが高い意識を持ち、積極的に実践する必要があります。推進責任者は、必要に応じて職員への研修を実施し、また意識啓発のための情報を全庁掲示板等に掲載し、この計画の目標を達成するよう努めます。

5-4 実施状況の公表

この計画の進捗状況等については、町のホームページにより公表します。